

○春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の会長等）

第4条 春日井市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平18規則70・旧第3条繰下）

（審議会の会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平18規則70・旧第4条繰下）

（部会）

第6条 審議会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（平18規則70・旧第5条繰下）

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。

（平13規則6・一部改正、平18規則70・旧第6条繰下）